平成２３年（フ）第７４９号
川崎市川崎区富士見１丁目４番２号八汐
債務者　神山　三夫
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７５２号
川崎市川崎区富士見１丁目４番２号八汐
債務者　大山　　勇
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６２号
石川県羽咋郡志賀町甘田ソの24番地
債務者　長谷川浪子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後１時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第６３号
石川県七尾市竹町大天神山18番地６
債務者　小川　裕平
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午前10時
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第７０４号
岡山市中区国府市場839番地16
債務者　平本　　晋
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８９５７号
東京都新宿区愛住町13―21　ＡＩビル202
債務者　佃　　和樹
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月２日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４４３１号
東京都葛飾区青戸１丁目16―２―101
債務者　松葉　隆房
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月２日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４８５０号
東京都板橋区小茂根４丁目19―４―103
債務者　小野　有里（旧姓白石）
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月２日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２３５号
東京都文京区本駒込３丁目41―９
債務者　爲我井弥生（旧姓浅野）
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月２日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２４４号
東京都足立区皿沼３丁目７―７　パークフォーラム竹の塚Ａ棟201
債務者　當山　政俊
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月２日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５３１０号
東京都江東区佐賀１丁目10―４―301
債務者　和田　知子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月２日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５６５５号
東京都世田谷区奥沢３丁目11―10
債務者　小池　賢司
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月２日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７４号
東京都八王子市南大沢４丁目10番地９―803
債務者　迫　　和雄
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３７５号
東京都八王子市南大沢４丁目10番地９―803
債務者　迫　　和江
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３７６号
東京都八王子市南大沢４丁目10番地９―803
債務者　迫　　芳恵
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５９９号
静岡県浜松市東区中郡町738番地の１　メゾン寺田305
債務者　上林　　勲
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係